

廿日市市の一部の地域について 地番・家屋番号の変更を行います (広島法務局からのお知らせ)

広島県の土地については、明治期以降に宅地、農耕地等に1番から順に地番（耕地番）が付されるとともに、山林、原野等にも同様に1番から順に地番（山地番）が付されたことにより、同一大字内において、重複地番が多数存在しています。

広島法務局では、みなさまの不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、広島県内全域で重複地番の解消を図っています。

【令和5年度】

1 重複地番の解消作業の実施区域

廿日市市飯山、峠

2 作業の進め方

(1) 地番の変更方法

原則として山地番に10000を加算する方法によって行います。

* 例：211番 → 10211番

(2) 地番の変更日付

令和5年10月24日

(3) 地番変更の実施時期

令和5年10月24日から、上記1の地番区域において順次実施する予定です。なお、作業実施期間は10日程度です。

(4) 地番変更通知書の送付

地番変更を実施した場合には、法務局から登記簿に記録されている所有者様の住所（共有の場合は、そのうち1名の住所）宛てに地番変更通知書を送付します（地番変更に伴う各種手続についての案内文が同封されています。）。

この通知書は、お持ちの登記済証（権利証）、登記識別情報通知等と一緒に保管しておかれることをお勧めします。

(5) 本件に関する問合せ

広島法務局民事行政部不動産登記部門（山耕地番解消作業担当）

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号

電話番号 082-228-5127

《過去の実施区域》

【平成27年度】

重複地番の解消作業の実施区域

廿日市市浅原

【平成28年度】

重複地番の解消作業の実施区域

廿日市市栗栖、虫所山

【平成29年度】

重複地番の解消作業の実施区域

廿日市市河津原、友田、永原

【平成30年度】

重複地番の解消作業の実施区域

廿日市市大野

【令和元年度】

重複地番の解消作業の実施区域

廿日市市上平良、佐方、下平良

【令和2年度】

重複地番の解消作業の実施区域

廿日市市市原

【令和3年度】

重複地番の解消作業の実施区域

廿日市市宮内

【令和4年度】

重複地番の解消作業の実施区域

廿日市市津田、中道

地番変更の方法

原則として山地番に10000を加算する方法によって行いました。

* 例：211番 → 10211番